

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

一 防衛政策局に新たに参事官一人を置き、その職務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。（

第十八条、第二十二條、第二十四條及び第二十五條の二関係）

二 この政令は、令和二年七月一日から施行すること。（附則関係）